

(一社)日本計量振興協会御中

質量計の分類の改正について
—平成6年通商産業省告示第135号の改正—

平成26年8月5日
経済産業省計量行政室

計量士、届出製造事業者、届出等修理事業者等は、計量法施行規則第103条（以下「規則」という。）の規定に基づき、規則に定める各種の報告等を行っているが、これらの様式に記載する特定計量器の種類は、規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類（平成6年通商産業省告示第135号）（以下「告示」という。）によって、製造個数等の報告を行っている。しかしながら、質量計については型式承認や検則（JIS B7611-2）等の関係法令とは異なる分類となっており、どの分類に位置づけたらよいか分からないと言った照会が計量行政室に寄せられていることから、質量計の分類について下記のように見直し、改正することを予定しております。

つきましては、下記改正内容につきまして、ご多忙意中誠に恐れ入りますが、意見集約の上、9月1日までにご回答頂ければ幸いです。

記

1. 対象告示

計量法施行規則第103条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類（平成6年通商産業省告示第135号）

2. 非自動はかり分類改定案（アンダーライン部が改正箇所）

現行		改正案	
特定計量器の種類	特定計量器の分類	特定計量器の種類	特定計量器の分類
質量計	<u>電気抵抗線式はかり</u> <u>誘電式はかり</u> <u>電磁式はかり</u> <u>その他の電気式はかり</u> 手動天びん 等比皿手動はかり 棒はかり その他の手動はかり ばね式はかり 手動指示併用はかり その他の指示はかり 分銅 定量おもり 定量増おもり 自重計	質量計	<u>電気式はかり</u> 手動天びん 等比皿手動はかり 棒はかり <u>その他の手動はかり（棒はかりを除くさおはかり、等比皿手動はかりを除く皿手動はかり、懸垂式はかり、台手動はかりを含む）</u> ばね式はかり 手動指示併用はかり その他の指示はかり 分銅 定量おもり 定量増おもり 自重計

注) 機械式はかりの分類の見直しは、行わないが、JISB7611-2 改正案の機械式はかりの名称を追加するとともに、手動指示併用はかりのように JIS 改正案に規定がないものについては、JIS 改正案に盛り込む予定です。

3. 改正時期

改正案を作成中の JIS B7611-2 を特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 7 0 号）に引用する時期と同時期に行う予定。（平成 2 7 年 4 月頃を予定）

4. 経過措置

告示改正施行に伴う猶予期間は必要ないと考えられるので、経過措置は設けない予定。

5. 告示改正によって影響を受ける様式

下記様式は、上記 1. の分類に基づき、記載することになっているので、改正告示施行後、改正案に基づき、記載することになる。

計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 6 9 号）の次の様式

様式 8 4 計量士報告書

様式 8 5 届出製造事業者報告書

様式 8 6 指定製造事業者報告書

様式 8 7 届出修理事業者報告書

様式 8 8 特定計量器輸入事業者報告書

様式 9 1 適正管理事業所報告書